

# 点検商法にご注意!

—自宅を大切に思う気持ちにつけ込まれています—

住宅の屋根や床下を「無料で点検します」と突然自宅に訪問してきた業者から「このままでは大変なことになる」などと不安をあおられ、契約をさせられたというトラブルに関する相談が寄せられています。

屋根や床下など消費者が容易に確認できない部分は、本当に不具合があるのか消費者の側で判断することが難しく、言われるがまま点検に続いて工事の契約をしてしまう実態があります。

- ・下水道の点検業者が「この地区全体を回っている」と言って、訪問してきた。「床下がカビだらけなので対策が必要だ」と言われ、不安になったので床下調湿剤等を契約した。不要だと分かったので解約したい。
- ・突然訪問してきた業者から「排水枡を確認する」と決めつけた感じで言われ、枡や床下を確認された。「害虫の卵があるので掃除する必要がある」、「シロアリもいる」と言われ、駆除の契約をした。支払いが困難なので解約したい。

点検と称して訪問してくる業者は、工事や清掃サービスの契約を締結させる目的で、言葉巧みに消費者の不安をあおろうとします。

業者から訪問してくる場合は、まずは点検させないことが大事です。

業者と契約してしまったとしても、クーリング・オフや契約の取消しが可能な場合もあります。

クーリング・オフを行った場合、既に工事が終わっていても代金を支払う必要はありません。



①モ	ク	テ	⑦キ		⑭オ	⑯ミ	ナ
	①		⑧ズ	⑤イ	⑥ヒ	②ツ	
②エ	リ	ア		⑫シ	④ヤ	モ	⑰ジ
③シ	ン		⑨キ	⑩カ	ク	③リ	キ
カ	④グ	⑥ヤ		⑬キ	ド		ル
ル		⑩ヌ	⑩マ		⑮マ	シ	
	⑤カ	⑤シ	⑤ン	⑤レ	⑤イ	⑤ゲ	⑤ツ
③シ	キ		⑪ト	⑪オ	⑪リ	⑪ミ	⑪チ



A	B	C	D
カ	イ	ヤ	ク

# 知っ得 なっとく

2021.2  
No.206



**消費生活のご相談**

広島市消費生活センター  
TEL082-225-3300  
(消費生活相談用)

- 受付時間/10:00~19:00
- 火曜日と12月29日~1月3日は休み

広島市ホームページ  
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

**キーワード「消費生活センター」**

\*音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

**借金問題でお困りの方は、消費生活センターにご相談ください。**

消費生活センターでは、まず相談員が債務状況や生活状況を詳しくお伺いします。そのうえで、解決に向けた債務整理の方法を情報提供し、弁護士や司法書士といった専門家に引き継ぎます。

- ・借金問題は必ず解決できます。
- ・専門家による初回の相談は無料です。(実際に依頼した場合には料金が必要になります。)
- ・秘密厳守で相談を受け付けています。
- ・まずは電話でご相談ください。